

広島版図柄入りナンバープレートの画像使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広島版図柄入りナンバープレートの普及促進を図るため、別紙「広島版図柄入りナンバープレートの画像」（以下「画像」という。）の使用に関し、必要な手続きを定めるものとする。

(使用許諾申請及び使用許諾)

第2条 画像を使用しようとする者は、この要綱を遵守することを前提に、あらかじめ広島市長（以下「市長」という。）に「広島版図柄入りナンバープレート画像使用許諾申請書」（第1号様式。以下「申請書」という。）を提出し、許諾を受けなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 広島版図柄入りナンバープレート普及促進協議会又はその構成団体の業務に使用するとき
 - (2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道又は広報の目的で使用するとき
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたとき
- 2 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し「広島版図柄入りナンバープレート画像使用許諾書」（第2号様式。以下「使用許諾書」という。）又は「広島版図柄入りナンバープレート画像使用不許諾書」（第3号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により許諾する場合において、使用に係る許諾条件（以下「許諾条件」という。）を付することができる。

(申請書の添付資料)

第3条 申請書には、画像を使用しようとする製品等の見本（以下「見本」という。）を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、画像を使用する製品等が確認できる写真等の添付によることができる。

- 2 画像を使用する製品を製造しようとする者は、株式会社広島東洋カープからの承認を得ていることが確認できる書類等を添付しなければならない。

(使用許諾の期間)

第4条 画像の使用許諾の期間は、使用を許諾した日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、印刷物又は映像作品等での使用については、この限りでない。

- 2 前項の期間は、更新することができる。
- 3 第2条の規定は、前項の更新について準用する。

(使用許諾の制限)

第5条 市長は、申請内容が次のいずれかに該当する場合は、画像の使用を許諾しないものとする。

- (1) 画像の縦横の比率が変わるなど形状、図柄、色等が変形しているとき
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき
- (3) 特定の個人、法人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき
- (4) 不当な利益を得るために使用し、又は使用するおそれがあるとき
- (5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき
- (6) 広島市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき
- (7) 第6条各号の規定に従って使用されず、又は使用されないおそれがあるとき
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがあるとき
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき

（使用上の遵守事項）

第6条 市長から使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 許諾によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 画像の縦横の比率が変わるなど形状、図柄、色等を正しく使用し、デザインの改変等はしないこと。
- (5) 広島版図柄入りナンバープレートの信用性等を損なうことがないよう適正に使用すること。
- (6) 画像を使用して作成し、又は製造した物件（以下「使用物件」という。）には、「広島版図柄入りナンバープレート」の表記を付すこと。
- (7) 使用物件については、安全性及び品質等について十分に配慮し、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、写真等の提出をもって代えることができる。
- (8) その他市長が付した条件に従って使用すること。

（使用責任）

第7条 使用者は、画像の使用により使用者が被害を受けた場合又は画像を使用した商品等の瑕疵等により第三者に損害を与えた場合は、これに対する全責任を負うものとし、広島市に迷惑を及ぼしてはならない。

2 使用者は、画像の使用により広島市に損害を与えた場合は、故意又は過失の有無にか

かわらずこれによって生じた損害を広島市に賠償しなければならない。

(第三者に関する権利侵害)

第8条 使用者は、画像の使用により第三者の権利を侵害するに至った場合は、これに対する全責任を負うものとし、広島市はその侵害についての一切の責を負わないものとする。

(使用許諾の変更)

第9条 使用者は、許諾事項に変更が生じる時は、「広島版図柄入りナンバープレート使用許諾変更申請書」（第4号様式）と使用許諾書の写しを市長に提出し、改めて変更後の使用許諾を受けなければならぬ。

2 第3条の規定は、前項に規定する使用許諾の変更申請に準用するものとする。

(使用許諾の取消事由)

第10条 市長は使用者が次のいずれかに該当した場合は、当該許諾を取り消し、使用者に対し使用物件等の回収を求めることができる。

- (1) この要綱または許諾条件に違反したとき。
- (2) 申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) 第5条第1項各号のいずれかに該当して画像を使用したとき。
- (4) 次条の調査に応じないとき。

2 前項の規定により承諾を取り消された者は、当該取消のあった日以後、当該承諾に係る物件を使用してはならない。

3 第1項の規定による使用許諾の取消による使用者の損失については、市長はその一切の責めを負わないものとする。

(使用状況の調査)

第11条 市長は、使用を許諾した画像の使用状況について調査をすることができる。この場合、使用者は市長から調査の通知を受けた場合は、画像の使用状況について市長に報告しなければならない。

(使用料)

第12条 画像の使用料は、無料とする。

(商標登録等の禁止)

第13条 画像に関しては、国内外を問わず商標、意匠等の登録出願はできない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月26日から施行する。

この要綱は、令和5年12月8日から施行する。